

ミャンマー連邦共和国における地震被害に対する緊急援助

令和7年3月30日

1. 3月30日、日本政府は、同28日に発生したミャンマーにおける地震により多大な被害が生じていることを受け、国際協力機構（JICA）を通じて調査チームを派遣します。同調査チームはJICA職員や医療関係者を含む計5名により構成され、現地のニーズや治安状況等を確認し、今後、緊急援助隊の派遣検討に向けた調整を行う予定です。30日に日本を出発する予定です。
2. また、日本政府は、国際協力機構（JICA）を通じ、被災者の生活必需品等の緊急援助物資を供与することを決定しました。
3. 日本政府としては、人道的観点及びミャンマー国民との友好関係に鑑み、被災者の方々を支援すべく緊急援助を行うこととしたものです。

（参考）

ミャンマーでは、3月28日午後3時20分頃（現地時間午後12時50分頃）に同国に発生した地震により、死傷者を含む多数の被災民と物的被害が生じた。同国国営メディアの発表によると、被害は死者1,644人、負傷者3,408人、行方不明者139人に上っている（3月29日夜時点）。今後、遠隔地等における被害状況の確認が進むにつれて、被災者数は更に増加する見込み。